

○ 財務省告示第九十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年三月三日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （十年償還）	第五回	一億円	八十四円七十五銭
〃	第六回	一億円	八十四円五十五銭
〃	〃	四十五億円	八十四円五十七銭
〃	第七回	二十億円	八十四円七銭
〃	第八回	五十億円	八十四円六十銭
〃	第九回	六十億円	八十五円四十三銭
〃	〃	三十億円	八十五円六十八銭
〃	第十回	五億円	八十五円三十五銭
〃	第十二回	三十五億円	八十五円二十三銭
〃	第十三回	百億円	八十六円三銭
〃	〃	七十五億円	八十六円二十八銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	第十四回
計	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	第十四回
億九 百七 十三 円	三 十 五 億 円	三 十 九 億 円	二 十 七 億 円	二 十 億 円	六 十 億 円	三 十 億 円	一 億 円	五 十 億 円	七 十 八 億 円	五 十 八 億 円	円百 五 十 三 億
	八 十 六 円 二 十 七 銭	八 十 六 円 十 五 銭	八 十 五 円 九 十 五 銭	八 十 六 円 六 十 五 銭	八 十 六 円 五 十 三 銭	八 十 六 円 四 十 二 銭	八 十 六 円 四 十 銭	八 十 五 円 五 十 銭	八 十 五 円 四 十 一 銭	八 十 五 円 三 十 一 銭	八 十 五 円 二 十 一 銭